

北山の加持

山岸徳平

一はしがり

書陵部御蔵の古写経巻には、貴重にして稀観書類が少くない。古いものでは、唐の弘道二年(四六八)正月に、王壞章が書写したと見える勝鬘宝屈卷上がある。奥には我が淳和帝の「天長二年(八二二)二月円行云」と朱書せられて居る。弘道二年は、我が天武帝の十二年で、唐の高宗の時代に当る。それは言わゆる大師流の源流をも思わせる様な筆跡である。円行の事跡は明かでない。又、和銅五年(七二二)十一月十五日の書写たる、大般若波羅密多經第二百四十四は、北宮即ち長屋王の写経であり、その外には、光明皇后の天平十二年(七四〇)五月一日の写経即ち五月一日の類も少くない。根本説一切有部毗奈雜事卷第二十一は、泰澄が天平二年(七三三)庚午六月七日に、「上酬ノ慈陰下ニ、衆生ヲ救ハンガ為メ、謹シンデ書写畢ツタ」もので、珍貴である。泰澄は「越の大徳」と呼ばれ、加賀の白山の僧で、越後の国分寺たる蒲原郡の国上村の国上寺に居た事もあり、養老六年(七二二)に、元正帝の玉体を加持した事は著名である。かような高僧の筆跡は真に尊い存在に相違ない。泰澄の卷子本の

裏には、「法隆寺一切経」の墨印が押してある。その外、孝謙帝の天平宝字六年(七六六)五月二日の、中阿含經卷五十六や、称徳帝の神護景雲二年(七六六)五月十三日の、舍利弗阿毗曇論卷第一の如き奈良写経の類は、少くないのである。孝謙帝宸筆と称せられて居る阿難四事経は、集古源華帖第五に収載せられて居たものであるが、現在はこの書陵部蔵となつて居り、これも神護景雲二年五月十三日の写経である。又、仏本行集経卷第五十九の卷子本の裏には、「中臣之寺」の朱印の上に、「法隆寺一切経」のやや淡い墨印が重ねて押してある。中臣寺は天平十四年(七四二)に既に存在して居た事は、正倉院文書の天平十四年十一月十五日の「出家人貢進解」にも、見えて居る。この印の押してある経典は、正倉院聖語蔵の中にも、五分律やその外にも見られるが、中臣寺の経巻は、やや珍らしいものである。「法隆寺一切経」の印は、別に珍らしくはない。この中臣寺は、三宝絵詞卷下の十月、山階寺雜摩会の条にも

法光寺ヲ、時ノ人、初メハ中臣寺トイフ。内大臣(足録)ハジメテ藤原ノ姓ヲ給テヨリ後、藤原寺ト云

とも見えるが、これらの事情も尙一考すべく、今日その跡は明らかでない

い。それらより下つて、平安、鎌倉時代のものには、仮字や訓点の資料に供せらるべき、重要なものも少くない。足利時代に下ると、集一切福徳三昧經初卷第一は、朱に応永三十三年(二四)十一月の権律師兼守の署名もあつて、前田家蔵にかかる宝積經と同体裁であるから、装潢史的には、貴重な資料である。

それら多数の古写經卷類の中から、私は今、特に加持祈禱に関する一、二の材料を、ここに選出した。それは、源氏物語の若紫巻に見る、かの北山の徳が源氏の「わらは病み」を加持したのが、文殊一字法か、文殊五字法であつたかと思われる故である。よつて、それらの事を次ぎに掲げて見たいと思つたのである。その順序として、私は最初に、加持祈禱の類を略記して、その中、五壇の法が「わらは病み」に用いられた例を先にあげる。次ぎに文殊五字法の事に及び、文殊一字法の実際における秘事を掲げようと思ふのである。

二 加持の類及び五大尊法と瘡病

源氏物語若紫の巻には、光源氏が「わらは病み」を患つて、北山に行つた事を述べて居る。それは「わらは病み」全快の加持を、ある大徳から受けるためであつた。若紫の文には

……いと尊き大徳なりけり。さるべきもの作りて、すかせ奉る。加持など参る程、日高くさしあがりぬ。

とある。「加持」は言うまでもなく、天台や真言で行う秘密修法で、正

しくは「加持祈禱」と称すべく、仏の加被する力を蒙つて、衆生が病氣や災難や不吉や不浄を除く祈禱である。仏の三密即ち身密、口密、意密を認知する事によつて、衆生は三業即ち身業・口業・意業を清浄にする事が出来る。身密は、手に印を結び、あらゆる日常の行為に、威儀を失わぬ様に努力し、口密又は語密は、口に常に真言(日誦也)即ち呪たる秘密語を誦し、意密は、心中に祈禱の際の本尊を観するのである。呪は又陀羅尼の事をも言う。とに角、三密を修して加持祈禱、つまり加持すれば、衆生は、その本尊の境地に安住して、心が動揺せず軽快となり、平静を保持して退転しなくなる。言わゆる、三昧の境に、息災で安住する事が出来るのである。

さて、その秘密修法は言うまでもなく、すべて密教の儀範によつて、壇を設け、護摩を焚き真言を誦誦し、印を結んで加持祈禱を行うのである。かくして息災祈福を希求するのであるが、その法の重要なものは、凡そ次ぎの如き類がある。

- | | | | | | |
|----|------|----|-------|----|------|
| 1 | 大元法 | 2 | 光明真言法 | 3 | 熾盛光法 |
| 4 | 文殊法 | 5 | 普賢延命法 | 6 | 息災法 |
| 7 | 孔雀經法 | 8 | 北斗七星法 | 9 | 藥師法 |
| 10 | 尊勝法 | 11 | 愛染王法 | 12 | 五大尊法 |
| 13 | 觀音法 | 14 | 四天王法 | 15 | 虚空藏法 |
| 16 | 仁王經法 | 17 | 一字金輪法 | 18 | 転法輪法 |
| 19 | 仏眼法 | 20 | 大勝金剛法 | 21 | 安鎮法 |

22	求聞持法	23	請雨經法	24	尊星王法
25	六字河臨法	26	七仏薬師法	27	後七日御修法
28	文殊法	29	金剛童子法	30	冥道供

この中、大元法は朝廷の大法会で、大元帥明王を本尊として、国家鎮護を祈る修法である。又、大元帥法とも言うが「帥」の字は、読まない慣例になつて居る。六字河臨法は千手観音を本尊とし六観音即ち1千手観音・2聖観音・3馬頭観音・4十一面観音・5准胝観音・6如意輪観音の真言を唱誦して、伏敵除呪を祈る修法である。天台にては、5が准胝観音ではなくて、不空羅索観音になつて居る。冥道供は、静然の行林抄第八十一に、図もあつて詳述せられて居る。

これらに關しては、天台宗ならば阿婆縛鈔に、真言宗ならば覺禪抄に、それぞれ記述がある。説明にも実際にも多少の異同があつても、根本は大体同じであると言う。枕草子の「きら／＼しき物」の条には

……孔雀經の御誦經、御修法、五大尊のも、……尊勝法の御修法……熾盛光の御誦經、

など見える。熾盛光法と安鎮法と普賢延命法と七仏薬師法とを、山門では特に四大法と言つて居る。熾盛光法は、仏説熾盛光大威徳消災吉祥陀羅尼經によると

国王及ビ大臣ノ所居ノ処、及ビ諸国界、或ハ五星ノ陵逼スル所……諸障難有レバ清淨ノ処ニ道場ヲ置立シテ、此ノ陀羅尼ヲ念セバ、一切ノ災難、皆悉ク消滅セン。

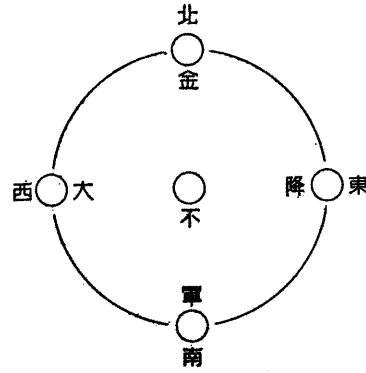
などとも見える。安鎮法は、安鎮国家法で、鎮護国家や新宅造築の際に安穩を祈るから、鎮宅法とも安鎮国家法とも称せられる。本尊は不動である。普賢延命法は、寿命を延べ、力を授かるうと言つために祈るもので、普賢延命菩薩が本尊になる。七仏薬師法は安産を祈るもので、天台宗で専ら行い、七仏薬師が本尊になる。七仏とは言うまでもなく、薬師の一牒が分身して、1善名称吉祥王如来、2宝月智嚴光音自在王如来、3金色宝光妙行成就如来、4無憂最勝吉祥如来、5法海雷音如来、6法海勝慧遊戯神通如来、7薬師瑠璃光如来である。

この様にそれぞれの修法には祈禱の目的が大体明確であり、中には皇室とか朝廷關係とか個人關係とかに専ら修するもの等、色々の制限もあつた。故に安産なり延命なり新築なり病氣なりに従つて、それに適切な修法がある。又何法かを、希望する事も出来る。病氣は何病でも、すべて病氣であるが物の怪によるものもある。「わらは病み」などにも、「死靈」や「生靈」に崇られる場合も考えられて居た。

とに角、この「わらは病み」即ち瘧病に關係する修法で、皇室關係のものには、五大尊法即ち五壇法が多く行われて居た。今その事を略記して見よう。順序として、五大尊の事を掲げる。

五大尊とは、申すまでもなく不動明王・降三世明王・大威徳明王・軍荼利夜叉明王・金剛夜叉明王である。故に又、五大明王とも称せられて居る。この法を修する場合は、中央と東西南北との五壇を設けて、五大明王を勧請し、御修法を執行する。それ故に、五壇法とも五壇の御修法

とも、五壇の法とも呼ばれるのである。天皇に関する場合、又は国家の重大事などの場合の祈願には、必ず執行せられる事になつて居る。その五大明王の配置は次ぎの如くなる。



故にこの場合には、必ず五人の阿闍梨を必要とする。阿闍梨には又、番僧なども附随して居るが、濫觴抄卷下には次ぎの如く五人の記載がある。便宜掲げて見る。

五壇法等、村上、十六年辛酉
 応和三月……同潤三月十七
 日……又、於比叡山大日院、
 修五壇法。中壇、権律師喜

慶。降、内供奉賀静。軍、同尋真。大、阿闍梨行誓。金、同長勇。
 大威徳、阿闍梨良源故障、仍改諳之。

又、紫式部日記には、観音院の僧正勝算や、法住寺の座主院源や、淨土寺の僧都などが、この御修法を勤行して居る。尙ほ源氏物語の櫛巻にも、源氏が朧月夜の内侍に、甥に面会しようとする条に

五壇の御修法のはじめにて、慎みおはしますひまを伺ひて、例の夢のやうにて聞え給ふ。

などが見える。栄華物語の初花巻にも、中宮御産の条には

程近うならせ給ふまゝに、御祈ども数を尽くしたり。五大尊の御修

法行はせ給ふ。
 などもある。

又「とはずがたり」巻一にも、文永九年の東三条院御産の条に

大法・秘法残りなく行はる。七仏薬師・五壇の御修法・普賢延命・金剛童子・如法愛染王などぞ聞えし。五壇の軍荼利の法は、尾張の国に、いつも勤むるに、この度は殊更「御志を添へて」とて、金剛童子の事も大納言(忠雅)申し沙汰しき

など見える。増鏡卷十「飛鳥川」の条にも、この記事を省約して記して居る。それらの外にも、五壇法の記載は、十訓抄上や、平家物語卷六、横田河原合戦や、源平盛衰記卷三十二惟喬親王位論などにもある。沙石集卷十も「内裏にて五壇法云云」などあるが、それらは今すべて省略する。

とに角、その準備が終れば、その次ぎには、それぞれの所依の經典を誦誦し、真言即ち呪を誦し、護摩や結印や其の他の諸作法を修するのである。後世には表白も用いられた。印融の諸尊表白集などには、不動・降三世・軍荼利・大威徳・金剛夜叉、その他の表白が収載せられて居る。恐らく古い昔にも表白は用いられたのであろう。その真言即ち呪も、一般に簡単なものが繰り返して誦誦せられて居る。今、便宜、無縁草紙卷五に載せたものを、左に掲げて見よう。

不動慈救呪。(梵字は省略して字音だけを示す。以下同じである。)

ナウマクサマム、ダバサラタセンタ、マカロシヤ、ナソハタヤ、ムタ

ラ、タカム、マム。

種子即ち字母は **カ** (カン) である。別に又、不動火界呪もある。念のために左に掲げて置く。

ノウマク、サラバ、タタギヤテイ、ヒヤクサラバ、ホケイ、ヒヤク
サラバ、タタラタセンダ、マカロシヤダ、ケンキヤ、キキサ、ラバ
ビ、キナン、ムタラ、タカム、マム。

種子は、慈救呪と同じである。

降三世呪

ヲン、ソハビ、ソハム、ハザラム、ハッタ。

種子は **カ** (ム) である。

大威徳呪

ヲン、キリク、シュチリ、ビキリ、タタン、ノウム、サラハ、シヤ
ト、ロタシヤヤ、サタハ、ヤノソハ、タノム、ソハカ。

種子は **カ** (キリク) である。

軍陀利呪

ヲン、アミリ、テイム、ハツタ

種子は、降三世と同じである。

金剛夜叉呪

ヲンバザラ、ヤキシヤム。

種子は、降三世と同じである。

さて、この五大尊の御修法の記録として、注意すべきものに、五大成

がある。

五大成は、上巻を欠いて下巻の一軸だけが書院部に存在する。柳原家の旧蔵で、「日野柳原秘府圖書」と「日野柳原修竹記之印」とを、それぞれ二行にした蔵書印を押して居る。弘安三年から応永二十二年までの記録で、「地蔵院」の印も押してある。恐らく、柳原紀光の採集にかかるところであろう。地蔵院は、もとの葛野郡松尾村にあつた天台宗の寺で、後に臨済宗に改め、応仁の乱に焼けてしまつた。現在は、僅に小宇を留め、境内に細川頼之の墓がある。元来は、この寺の所蔵であつたものかと思われる。今その中から、皇室関係の「わらは病み」即ち瘧病を若干抄出して見よう。

1、嘉元二年^{甲辰}七月四日、於富小路殿、為法皇^{後深}草院、御瘧病御祈、被

行之

不 動……聖護院法親王(寺) 降三世……前大僧正公什(山)

軍荼梨……僧正慈順(山) 大威徳……権僧正成恵(東)

金 剛……法印権大賢覚

2、同月十一日、於仙洞^{二条高倉}、为一院御瘧病御祈被行之

不 動……無品親王慈道(山) 降三世……前大僧正禪助(仁)

軍荼梨……僧正親玄 大威徳……権大僧正覚親

金 剛……法印権大桓守

3、嘉曆三年五月六日、於禁裏被行之、御瘡病、御氣分、自去一日御祈、各壇被行賞

不動……二品親王慈道(山) 降三世……前僧正賢助(醍)

軍荼梨……法印増昭(寺) 大威徳……法印仲円(山)

金剛……権大僧都慈快(山)

4、建武元年^甲三月二十三日、於禁裏、為天変、御祈被修之

中壇……青蓮院二品親王慈道 降三世……増昭僧正

軍荼梨……慈快僧正 大威徳……栄海僧正

金剛……仲円僧正

5、同五年^寅潤七月六日、為上皇御瘡病御祈、於持明院殿、被修之

中壇……常住院准后道昭 降三世……僧正俊禪(山)

軍荼梨……権僧正経禪(寺) 大威徳……権僧正賢俊(醍)

金剛……法印権大僧都隆雅(東)

同十三日結願了。奉行大藏卿雅仲卿

これらによつて、皇室関係や天変地変その他国家の重大事には、五大尊即ち五大明王の御修法が修せられ、又、天皇の「わらは病み」にもこの法が修せられた事は明らかであろう。但し、一般の人の「わらは病み」に、この法は修せられなかつた。右の慈道親王には、慈道親王集が一卷あり、栄海は真言伝や釈門三十六歌仙の撰者であり、勅撰集中の歌人

でもある事は、言うまでもない。

三 文殊五字法と瘡病の祈禱

文殊は、正しくは文殊師梨又は曼殊室利とも記し Manjusri の音訳である。Manju は妙の義であり、Sri は徳とか吉祥の義である。故に妙吉祥とも言い、智慧の仏で、普賢と共に釈迦に侍して居る。その形相は、一般に三十二相と八十種好とを具備し、頂上には五髻があつて、全身は鬱金色になつて居る。身をば色々の瓔珞で飾り、右手には智劍、左手には青い蓮華を持ち、蓮華の上には智慧の箱がある。これが五髻文殊である。又、頭に八髻があつて、髻の下に仏像のあるのは八髻文殊で、獅子に乗り、智劍と青蓮華は、五髻文殊と同じだが、これは、青蓮華の台の上に五股の金剛杵を立て居る。八髻の下の仏は、文殊の八智の象徴である。この様に、行相によつては、

1 一髻文殊 2 五髻文殊 3 八髻文殊 4 児文殊
などあるが、真言の字数によつては、

1 一字文殊 2 五字文殊 3 六字文殊 4 七字文殊
5 八字文殊

などの類もある。然し、光宗の溪嵐拾葉集第二十四の文殊法の条には(大正新修大藏經による)

五髻文殊ヲ本トナスナリ。自餘ノ文殊ハ、常ニ五髻文殊本タリ
とある如く、五髻文殊が、文殊の本躰で、種子は **引** (マ) で、そ

の転声は「マン」となる由は、行林抄第三十七の文殊師利五字法の条にも述べてある。

この中、また児文殊に就いては、同じく深嵐拾葉集第二十四文殊法の条に

……獅子ニ乗ラズ。伝教大師将来ナリ。大原ノ僧都、文殊楼ニ於イテ、五字文殊法修セラル。国家ノ御祈リナリ。

なども見えて居る。いずれにせよ、文殊の功德は、文殊師利法宝藏陀羅尼經卷一によると、

諸々ノ国王ガ、戦鬪ニ從ハウトシテ、コノ陀羅尼ヲ書イテ、頂上ニ安置シ、一心ニ常ニ念ズレバ敵ニ害セラレナイ。一切ノ諸々ノ刀杖モ身ニ著カナイ。モシハ、陣中ニ在ツテ、文殊ガ孔雀ノ上ニ乗ツテキルノヲ画イテ旗上ニ安置シ、或ハ人ニ持ツテ行カシムレバ、諸賊ハ遙ニコレヲ望ミ見テ、自然ニ退散スルデアラウ。

の如き意味を掲げて居る。これらは戦場の場合であるが、平素でもこの法で、災難を助け病患を除き、悪報を消滅して、長命となる。又、八字文殊法も戦争中の難を避けたり、天変地異や怪異や、日蝕、月蝕の災を避ける功德を持つて居る。文殊八字三昧經や、文殊八字儀範などもあるが、行林抄第三十八の文殊八字法の条には、「文殊八字者、慈覺大師門徒、最秘、秘法也」とも記して居る様に、天台では重んぜられたと見える。太平記卷一、中宮御産御祈りの事……の条には

元亨二年春、中宮御懷妊御祈……仏眼・金輪・五壇の法、一字五

反孔雀經・七仏葉師・熾盛光……六字河臨・八字文殊・普賢延命・金剛童子法……振鈴の響は掖殿に響きて……

など、大袈裟に記して居る。これでは雑駁の如くに見えるが、多くの仏の合力を願う心要から、かく多くの法を併せ修したのであつた。

ともあれ、この八字文殊の真言即ち呪の不可思議な力は、極めて威大なるものである。八大威徳心真言には、八字文殊真言の功德を

若シハ、衣ヲ着セントスル時ニ、コノ真言ヲ七遍誦ジテ、ソノ衣ヲ加持スレバ、一切ノ悪毒及ビ諸々ノ災難ヲ除キ、若シハ、手面ヲ洗フ時、コレヲ誦シテ浄水ヲ加持スルコト七遍ナレバ、衆人ヨリ尊敬ヲ受ケ、諸々ノ悪見ヲ悉ク降伏スルヲ得ン。

若シハ、人躰ノ支節ニ疼痛ヲ憂フル者ハ、燉水ヲ加持スルコト百八遍ニシテ洗浴スレバ、病患ヲ除ク。若シハ、毎朝晨朝ニ、水一掬ヲ加持スルコト七遍ニシテ、コレヲ飲メバ、所有ノ悪報悉ク消滅シテ寿命長久トナラン。

とも述べて居る。これは、一字文殊でも五字文殊でも、大差はないものと思われる。この八字文殊の真言は

オムニシテ洗浴スレバ、病患ヲ除ク。若シハ、毎朝晨朝ニ、水一掬ヲ加持スルコト七遍ニシテ、コレヲ飲メバ、所有ノ悪報悉ク消滅シテ寿命長久トナラン。

ある。

この外、七字文殊法の真言は、「オン、ハラタ、バサラダシ」であり、六字文殊法の真言は「オン、バケダナマ」であり、それらは、陀羅尼集經に詳しく見えて居る。一字文殊法の真言は「シロキエン」で、その梵字の四字を合併して、一字としたものを用いる。然し七字・六字は余り用いられない様である。いずれも溪嵐拾葉集や行林抄にも、それらに就いて実際の方面も述べて居るが、ここには省略する。

次に、それらの本跡と見られる、五字文殊法を掲げて見る。行林抄第三十七にも、文殊師利五字法の記載はある。

この五字文殊法には、金剛頂瑜伽文殊師利菩薩五字経や、金剛頂超勝三界経説文殊師利菩薩秘密心真言や、文殊師利菩薩根本大教主金翅鳥王品などが、所依の最も主要な經典となつて居る。その真言は

唵
う
び
き
や
な

で、種子が「マ」↓「マン」である事も既に掲げた。

その「ア」は、種々の義を持つて居る。徒然草二四四段には、「阿字もと不生」とも見えるが、不破壞とか不流の如き義がある。「ラ」は、一切の法は諸塵を離れるの義であり、「バ」は一切の法の有は得べからずの義であり、「シャ」は一切の乱想を離れて寂靜に入るの義らしく、つまり、心が、外界の物に、動搖させられない事の様である。「ナ」は、一切の法の名は得べからずの義と言われて居る。陀羅尼集經には「若シ人此ノ印呪ヲ誦持スレバ、所有ノ財物悉ク意ノ如クナラン」など

と見え、功德は絶大のものとなつて居る。

ともあれ、經典を誦誦し、護摩を焼き、印を結んで、この真言を唱誦して加持するのである。古今著聞集卷二「釈教の」、「文覚坊高雄をつくる」の条に、高弁上人の入滅の時の事を記して、

……又高声に曰く……と誦して又、「南無彌勒菩薩」と両三返唱へて……弟子三人は宝号を唱ふ。不動尊左脇に現じ給ひける故に、一人をして慈救呪を誦せしめけり。又五字文殊呪を誦せしむ。……

なども見えて居る。若し又、功德を増し病氣平癒を早くし、かつ完全に平復するためには、その種子を紙に書いてそれを加持祈禱し、終つて後に飲まず事もある。熊野の牛王の御符などは、約束を固める場合などに、一部分を切り取つて飲んだ事もあつた。その様に北山の大徳が源氏に「さるべきもの」を作つて飲ませたのも、恐らく一字文殊か、五字文殊の種子であつたと思われる。

さて、この一字文殊法を、癡病の時に加持祈禱した、實際の状況を、今、高山随聞秘密抄に拠つて左に掲げて見よう。高山は勿論、高野山である。

高山随聞秘密抄は、正嘉三年(五九)四月に釈仁真が光性僧都の本を書写したものである。一軸あつて、裏は建長八年(一一二)の具注曆になつて居る。つまり、仁真が、具注曆の裏に書写したのである。内容は、一、即身成仏事、一、文殊五字陀羅尼事とある。その文殊五字陀羅尼事の条

が、文殊五字法即ち五髻文殊法ではなくて、実は、文殊一字法を修して、瘡病を治癒したのであつた。この書は、その実状を記述したものである。末には、「宝楼閣法事アリ略之」として、次ぎの奥書が見える。

正嘉三年四月 日書写也。

此聞書者、上人御口訣、義淵房記之、而以光性僧都類聚之、即、彼僧都之本一見之次、書止之了 仁真

とあつて、巻首には方便智院の朱印がある。仁真の伝は明かでない。「上人御口訣云云」の「上人」も何上人か明らかにし難いが、その内容は凡そ左の如くである。

七月九日、或る少人が、瘡病を落すために、高野山の、さる和尚の所に来た。同日、六角少将並に鍋名小路中将も登山した。和尚はこの人々に対面した。「イミ、ジゲナル人々ニ、向居テハ」侮る様で、失礼とは思ひながら招き入れて、まずこの少人に護身法を施行した。被甲護身の法である。その時は、次ぎの如く修したと、和尚の物語である。

護身の次ぎに秘事を授けられた。それは、かの少人の頭上三寸許りの高さに文殊一字呪たる「シ（又はチ）ロキエン」の四字を合して一字とした文字 **新札** を、灑水で書き、「願クハ、光トナリテ、病者ヲ照ラセ。発心地モ功德ヲ得、又、病者モ能クナレ」と念じて居た。

この灑水は又、洒水とも書き、護摩を焼く時に壇の左側にある壺の中

の香を投入した水を箸の様な棒―散杖につけて、一字文殊の呪を書いたのである。この棒に水をつけて、供物などの上に振り動かす事もある。実際は、自分自身の灑水から始め、他の物に及ぼすのであるが、この少人の場合はこれら一切終つて、加持が初まつた際の動作である。

次ぎに袈裟の角（スミ）の方を左手に取つて外五鉈印を結んで加持した。

五鉈印は、大日如来の印であり、呪は胎藏界では、「アピラ、ウンケン」、金剛界では「バサラ、ダドバン」である。五鉈印の中、外五鉈印は他人のため、内五鉈印は自分のための時に用いる。又

袈裟の角を取り持つのは、随求経の文に従うもので、左手に袈裟の角を取り、右手に五鉈印を結んで加持する。袈裟の角の代りに、五鉈杵を取つて加持する事もある。長患の病者に、文殊の呪、即ち真言を呪して加持する時、袈裟の角が病人の不快を払う事に就いては「甚秘之」と記して居る。

又、五鉈杵を用いるのは、次ぎの故事から出たと言う。

不空三蔵、渡海ノ時、波浪將ニ船ヲ覆サントシケレバ、五鉈杵ヲ執リテ、随求陀羅尼ヲ誦シテ加持シテ即チ止ミス。

と述べて居る。又、これによつて「疾病が、速に全快する祈禱となる」のであると言う。

さて、その少人の瘡病の時、外五鉈印を結んだ後に、大護陀羅尼を七遍加持したと旨う。これは、大護法童子の陀羅尼で、「乙護法天童呪」

であろうと思う。それは「ヲン、ウナヤ、ボウダラマン、キビヤ、ソハカ」である。

普通は、索印、即ち不動の印など合わせて、八種の印を用いるのであるが、この時は、只、大護陀羅尼だけで、八種の印は結ばなかつた。

とも述べて居る。

尙お、随求陀羅尼に、五鉈杵を用いて加持する事は、金剛智三藏などが、その先祖であると言う。その陀羅尼は「ヲン、ハラく、サン、ハラく、イダリヤ、ビシユダ、ニムく、ロロシ、ヤレイ、ソハカ」である。

その他の記載は省略するが色々と言を誦して、頭上に灑水で文殊の種子を書き、又その種子を紙に書いて祈禱し、祈禱後、病人にそれを飲ます事は、源氏が北山に実行せられた加持も同様であつたと思われる。然し、護摩の實際や、印の事が領解せられて居ないと、推察し難いと思うが、以上は大体を掲げたに過ぎない。

今日「わらは病み」の加持祈禱などは、全く無くなつた。然し鎌倉期の、実際の行事の記録として、高山随聞秘密抄に、瘧病加持の資料の存在を見て、珍らしいと思つたので、蛇足を加えて、略記したのである。

本稿中、青蓮院御門主東伏見慈治博士の御示教を蒙つた点も存する事を記して、感謝の意を表するものである。